

## 議案第 34 号

### 伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

### 記

#### 伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「39,146円」を「35,622円」に改め、同項第2号中「49,323円」を「53,629円」に改め、同項第3号中「58,718円」を「54,021円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「かかる」を「係る」に、「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「400万円」に改め、同号イ中「かかる」を「係る」に改め、「次号イ」の次に「、第11号イ又は第12号イ」を加え、同項第10号ア中「800万円」を「500万円」に改め、同号イ中「かかる」を「係る」に改め、「除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イに該当するものを除く。」を加え、同項第11号中「156,582円」を「187,898円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 156,582円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当するものを除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 172,240円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば、保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当するものを除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に、「39,146円」を「37,971円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,487円」を「22,313円」に、「54,804円」を「53,629円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊賀市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。